

年次報告書（様式第11）の記載の手引き

贈与税又は相続税納税猶予の認定を受けた中小企業者は、贈与税または相続税の申告期限の翌日から5年間、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から3カ月を経過する日までに都道府県知事に事業継続報告（年次報告）をすることが必要です。（施行規則第12条第1項・第3項）

年次報告書の提出にあたっては、下記の記載例を御参考にしていただき、様式は第11を使用してください。

【報告書記載例】

これはあくまで1つの例示ですので、併せて経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等も確認してください。

明細を報告書に書ききれない場合等には、別紙（形式自由。A4.）を用いても差し支えありません。

様式第11

年次報告書

令和2年4月1日

愛知県知事 殿

郵便番号 460-8501
 会社所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
 会社名 経済産業株式会社
 電話番号 052-954-6332
 代表者の氏名 愛知 太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項又は第3項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下記の種別に該当する報告者として別紙の事項を報告します。

記

報告者の種別と申請基準日等について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者
報告者に係る認定の認定年月日等	認定年月日及び番号	平成31年1月7日（30中金第●号）
	認定申請基準日	平成30年10月15日
	報告基準日	令和2年3月15日
	報告基準期間	平成30年10月16日から令和2年3月15日
	報告基準事業年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日

年次報告書を提出する日。
 なお、報告の期限は贈与（相続）報告基準日の翌日から3カ月を経過する日です。

愛知県知事宛にご提出ください。

認定を受けようとする会社の情報及び代表者の氏名を記載してください。
 ※押印は不要です。

贈与（相続）報告基準日とは、贈与（相続）税申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日です。

贈与（相続）報告基準期間とは、前年の贈与（相続）報告基準日（第1回年次報告においては贈与（相続）認定申請基準日）の翌日から当該贈与（相続）報告基準日までの期間です。

【第1回年次報告】

認定申請基準日の翌日から当該報告基準日

【第2回年次報告以降】

前回の報告基準日の翌日から当該報告基準日

贈与（相続）報告基準事業年度とは、以下①～③に該当する全ての事業年度です。

- ①前年の贈与（相続）報告基準日（第1回目の年次報告においては、贈与（相続）認定申請基準日）の翌日の属する事業年度
- ②当該贈与（相続）報告基準日の翌日からみて直前の事業年度
- ③①と②の間の各事業年度

単位が「%」の欄は小数点第2位以下を切り捨てて記載してください。

(別紙1)

第 種 認定中小企業者に係る報告事項の
(認定年月日: 年 月 日、認定番号:)

1 経営承継受贈者(経営承継相続人)について

贈与報告基準日(相続報告基準日)における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
贈与報告基準日(相続報告基準日)における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) ((b)+(c))/(a)	個 %
贈与報告基準日(相続報告基準日)における保有議決権数及びその割合	(b) (b)/(a)	個 %
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1) (本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。)		個
<input type="checkbox"/> 第70条の7	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5	
<input type="checkbox"/> 第70条の7の2	<input type="checkbox"/> 第70条の7の6	
<input type="checkbox"/> 第70条の7の4	<input type="checkbox"/> 第70条の7の8	
(*1)のうち贈与報告基準日(相続報告基準日)までに譲渡した数		個
贈与報告基準日(相続報告基準日)における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
		(c) (c)/(a) 個 %

2 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

本申請に係る株式等の贈与が該当する贈与の類型	<input type="checkbox"/> 該当無し	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定株式再贈与
	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定株式再贈与	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定株式再贈与
	氏名	認定日
		左記認定番号
		左記認定を受けた

報告会社が発行する株式総数に係る議決権の数を記載してください。
自己株式や完全に議決権のない種類株式などは含みません。

贈与(相続)報告基準日に経営承継受贈者(相続人)が保有していた議決権の数です。

納税猶予対象株式に係る議決権を記載してください。

経営承継受贈者(相続人)が納税猶予対象株式を譲渡した場合に記載してください。
納税猶予対象株式を譲渡した場合は、認定取消事由に該当します。

報告会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加して各々記載してください。

贈与者が、過去に経営承継受贈者として納税猶予の認定を受けていた場合は、該当するものを選択してください。
該当しない場合は、「該当無し」にチェックを入れてください。

(*1)は、下記を確認し、該当する項目を選択してください。

租税特別措置法

- 第70条の7 …贈与(一般措置)
- 第70条の7の2…相続(一般措置)
- 第70条の7の4…贈与から相続へ切替後(一般措置)
- 第70条の7の5…贈与(特例措置)
- 第70条の7の6…相続(特例措置)
- 第70条の7の8…贈与から相続へ切替後(特例措置)

				株式数
認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した期にすべてを記載する。)				
3 認定中小企業者について				
主たる事業内容		●●の製造・販売		
贈与認定申請基準日(相統認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における資本金の額又は出資の総額		10,000,000円		
贈与報告基準日(相統報告基準日)における資本金の額又は出資の総額		10,000,000円		
贈与認定申請基準日(相統認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由				
贈与認定申請基準日(相統認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における準備金の額		2,500,000円		
贈与報告基準日(相統報告基準日)における準備金の額		2,500,000円		
贈与認定申請基準日(相統認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由				
贈与報告基準日(相統報告基準日)における常時使用する従業員の数		(a)+(b)+(c)-(d) 97人		
厚生年金保険の被保険者の数		(a) 95人		
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数		(b) 5人		
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数		(c) 0人		
役員(使用人兼務役員を除く。)の数		(d) 3人		
各贈与報告基準日(相統報告基準日)における常時使	1回目(令和2年3月15日)	(f) 97人		
	2回目(年月日)	(g) 人		

複数の事業を行っている場合でも、主たる事業を1つ記載してください。
特に、中小企業者の定義において、製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが判別できるように記載してください。

準備金は、資本準備金と利益準備金の合計額を記載してください。

過去の年次報告における従業員数を記入してください。

(a)欄には、厚生年金保険に加入している人数を記載してください。ただし、平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者などは含みません。

(b)欄には、厚生年金保険の加入対象外で健康保険のみに加入している人数を記載してください。

(例:70歳以上の従業員又は役員)

(c)欄には、厚生年金保険又は健康保険のいずれにも加入対象となっていない従業員数を記載してください。(例:75歳以上の従業員)

(d)欄には、(a)(b)でカウントした方のうち役員の数に記載してください。(当社にいる全役員の数ではありません。)

なお、役員とは、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を指しますが、使用人兼務役員の方は含みません。

用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数	3 回 目 (年 月 日)	(b)	人
	4 回 目 (年 月 日)	(c)	人
	5 回 目 (年 月 日)	(d)	人
	5 年 平 均 人 数	$((b)+(c)+(d))/3$	人
贈与報告基準期間(相続報告基準期間)における代表者の氏名	平成 30 年 10 月 16 日から 令和 2 年 3 月 15 日まで	愛知 太郎	
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		

「5年平均人数」欄は第5回年次報告の時のみ記入してください。(第4回目までの年次報告では空欄のままです。)

4 贈与報告基準期間(相続報告基準期間)中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
総株主等議決権数	(a)		個
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)/(a) %

年次報告書(当該報告書)の1ページ目の「報告基準期間」欄に記載した期間を記入してください。

5 会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(*2)を発行している場合にはその保有者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)

拒否権付株式(黄金株)を発行している場合は、「有」を選択し、その保有者と当該保有者の住所を記入してください。該当しない場合は、「無」を選択してください。

報告基準事業年度に該当する事業年度が2期以上ある場合は、別紙2を事業年度ごとに複数作成してください。

(別紙2)

第 種 認定中小企業者に係る報告事項②
(認定年月日: 年 月 日、認定番号:)

1 認定中小企業者における特定資産等について

贈与報告基準事業年度(相続報告基準事業年度)(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)における特定資産等に係る明細表

種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 ((*3)を除く。)		(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (*3)		(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの	A社の株式 20,000株 B投資信託	(3) 2,000,000円 1,000,000円	(14) 80,000円 10,000円
不動産	現に自ら使用しているもの	名古屋市中区三の丸 三丁目1番2号 同上所在の建物 上記に係る建物附属設備(電気工事一式)	(4) 100,000,000円 50,000,000円 500,000円	(15) 6,000,000円
	現に自ら使用していないもの		(5) 円	(16) 円
	ゴルフ場その	事業の用に供することを目	(6) 円	(17) 円

事業実態要件をすべて満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄(1)~(30)は記載不要です。

贈与報告基準事業年度(相続報告基準事業年度)となる期間及び表の最後の「総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)」欄のみ記入してください。

【事業実態要件】

- ・親族外従業員が5人以上いること
- ・事務所、店舗、工場などを所有していること
又は賃借していること
- ・認定後、引き続き事業を行っていること

(1)~(3)及び(12)~(14)有価証券とは、金融商品取引法第2条第1項の有価証券及び同条第2項のみなし有価証券が該当します。

内容欄には、贈与(相続)認定中小企業者の資産のうち上記に該当するものすべてを、銘柄ごと分けて数量などを記載してください。帳簿価格欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載してください。

運用収入欄には、期中に受け取った配当金や分配金などのほかに期中に売却をした場合の対価も含まれます。

(4)(15)不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の附属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。

内容欄には、申請会社の資産のうち上記に該当するものすべてを、所在・面積及び種別がわかるように記載してください。

利用状況欄には、申請会社が事業用として使用しているか否かがわかるように記載してください。

自ら使用の例:本社、支店、工場、従業員宿舎

自ら使用ではない例:販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地

帳簿価格欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載してください。

運用収入欄には、期中の賃貸料収入などのほかに期中に売却をした場合の対価も含まれます。

(5)(16)同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など合理的な方法により按分をして記載してください。

事業実態要件をすべて満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄(1)～(30)は記載不要です。

他の施設の利用に関する権利	的として有するもの					
	事業の用に供することを目的としない有するもの	Cゴルフクラブ会員権		(7)	3,000,000円	(18)
		Dリゾート会員権			1,000,000円	0円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8)	円	(19)
	事業の用に供することを目的としない有するもの	絵画E	社長室展示用	(9)	0円	(20)
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金		(10)	100,000,000円	(21)
		当座預金			200,000,000円	0円
		定期預金			30,000,000円	10,000円
		保函立金			20,000,000円	0円
現金、預貯金等	経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者等（施行規則第1条第13項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及	短期貸付金	愛知太郎に対する貸付金	(11)	5,000,000円	(22)
		預け金	子会社への預け金		40,000,000円	0円

(6)(7)(17)(18)ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利
 (8)(9)(19)(20)絵画、彫刻、工芸品その他の有形文化的所産である動産、貴金属及び宝石
 において、事業の用に供する目的のものには、例えばゴルフ会員権販売事業者が保有する在庫、古物商や貴金属販売店が保有する在庫(棚卸資産)などが該当します。
 他方、接待用で所有しているものは、事業用外のものに該当します。

(10)(21)現預金その他これらに類する資産とは、申請会社の資産のうち現金や各種預貯金以外にも、これらと同視しうる積立金なども該当します。

(11)(22)貸付金及び未収金その他これらに類する資産とは、申請会社の資産(債権)のうち、経営承継受贈者(相続人)及びその同族関係者に対する預け金や差入保証金、立替金等も該当します。
 利用状況欄には、貸付金・未収入金の債務者氏名又は会社名を記載してください。

事業実態要件をすべて満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄(1)～(30)は記載不要です。

び未収金その他これらに類する資産				
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 401,100,000円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 2,100,000円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 1,000,000,000円	総収入金額	(26) 500,000,000円	
贈与報告基準事業年度(相続報告基準事業年度)終了の日以前の5年間(贈与(相続の開始)の日前の期間を除く。)に経営承継受贈者(経営承継相続人)及び当該経営承継受贈者(経営承継相続人)に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円	
		損金不算入となる給与	(28) 円	
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) 40.1%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) 0.4%	
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)			450,000,000円	

2 やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月 頃

3 前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合

解消の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------	---

総収入金額には損益計算書の(売上高)+(営業外収益)+(特別利益)の合計額を記載してください。

ただし、期中に固定資産や有価証券などの売却がある場合は、損益にかかわらず売却対価に直してから金額を加算し、当該年度の総収入金額を算出してください。

剰余金の配当欄には、該当期間中に経営承継受贈者(相続人)及びその同族関係者に対して支払った剰余金や利益の配当金額の該当期間における合計金額を記載してください。

損金不算入給与欄には、当該期間中に経営承継受贈者(相続人)及びその同族関係者に対して支払われた給与のうち、法人税法第34条及び第36条の規定により損金の額に算入されない金額があった場合に、その合計金額を記載してください。

損金不算入となった金額が、いつの支払日の給与から算出すべきか特定できない場合は、事業年度に対する該当期間の日数按分で算出してください。

(24)資産の帳簿価格の総額欄には、貸借対照表の資産の部の合計額(以下の留意点に気をつけてください。)を記載してください。

※資産の帳簿価格の総額欄の留意点

1. 貸借対照表に計上されている帳簿価格を用いて計算してください。
2. 減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれ対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価格を用いてください(直接減額方式にあわせて計算します)。
3. 貸倒引当金・投資損失引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価格の総額・特定資産の帳簿価格の合計額から控除する前(引当前)の金額を記載してください。